

所得税および復興特別所得税と市・県民税の申告

申告の日程

高崎税務署による所得税および復興特別所得税の確定申告受付

会場▶ビエント高崎（エクセルホール）高崎市間屋町2丁目7番地

期間▶2月16日(金)～3月15日(木)(土・日曜日を除く) および、2月18日と2月25日の日曜日

時間▶午前9時～午後4時

※この期間は高崎税務署には相談会場がありませんので、ご注意ください。

※申告書の作成には時間を要しますので早めにおでかけください。

市県民税の申告受付ならびに市による所得税および復興特別所得税の確定申告のご相談

会場▶市役所 困・窓

期間▶2月14日(水)～3月15日(木)(土・日曜日を除く)

時間▶午前9時～午後4時

※所得税および復興特別所得税の確定申告については、市県民税の申告受付と並行して行います。簡易な内容のものに限り相談を受け付けますが、次のいずれかに該当する人の確定申告のご相談は、原則として市ではお取り扱いできません。

○青色申告の人	○住宅借入金等特別控除の適用を初めて受ける人
○土地・建物の売却による収入があった人	○株式の売却による収入があった人
○雑損控除の適用を受ける人	○繰越控除（純損失・雑損失）の適用を受ける人
○先物取引による収入があった人	○外国為替証拠金取引（FX）による雑所得があった人
○肉用牛の売却による所得があった人	○山林所得があった人
○修正申告・更正の請求をする人	○贈与税・消費税の申告をする人

※上記以外にも、ビエント高崎をご案内する場合がありますのでご了承ください。

税の申告に必要な物

共通	全 　　て 　　の 　　人	はんこ、通帳などの口座番号がわかるもの、申告案内はがき（届いた人）、確定申告書（税務署から届いた人）、マイナンバーカードまたは通知カード、身元確認書類（運転免許証など）
証明 する もの	給 与 ・ 公 的 年 金 収 入 が あ っ た 人	給与・公的年金の源泉徴収票（原本）
	個 人 年 金 収 入 が あ っ た 人	支払先から発行された支払通知書など
	営 業 ・ 農 業 ・ 不 動 産 収 入 が あ っ た 人	収入内訳書、決算書など ※収入と必要経費を科目ごとに集計してお持ちください。
各種 控除の 適用を 受ける 際の 証明と なるもの (例)	シルバークリスマスセンター配分金・ 保険満期金・その他の所得があった人	収入額がわかるもの（支払通知書・支払調書・買取証明書など） 必要経費がわかるもの
	社 会 保 険 料 を 支 払 っ た 人	国民年金保険料、任意継続保険料の支払証明書・領収書、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付額確認書・領収書 ※生計を一にする親族の社会保険料を支払った場合も控除の対象にすることができます。 ※納付書や口座振替で納めている保険料などの控除には申告が必要です。
	生 命 保 険 料 ・ 地 震 保 険 料 を 支 払 っ た 人	保険会社から発行された控除証明書
	扶 養 す る 親 族 が い る 人	扶養する親族に収入がある場合はその人の源泉徴収票など
	ご 自 身 や 扶 養 親 族 が 障 害 を お 持 ち の 人	本人や扶養親族の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
	医 療 費 を 支 払 っ た 人	医療費控除の明細書、補てんされた金額がわかるもの、おむつ使用証明書 ※事前に「医療を受けた人」「病院・薬局」ごとに金額をまとめて明細書に記入してお持ちください。 ※インフルエンザなどの予防接種や診断書代は控除対象外です。 ※生計を一にする親族の医療費も控除の対象にすることができます。
寄 附 金 控 除 の 対 象 と な る 寄 附 を し た 人	寄附した団体から発行された領収書・証明書	
	大 学 ・ 高 校 な ど の 学 生 で 勤 労 学 生 控 除 を 受 け よ う と す る 人	学生証など